【国の基準による訪問型サービス】	つくばみらい市訪問型サービス	(独自) サービスコード#

【国の基準に】	よる訪問	「型サービス」 つくばみらい市訪問型サービス							
サービスコード	**	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
種類	項目								
A 2	1111	訪問型独自サービス11		(1) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			1,176単位	1, 176	6 1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割	7	(1) 事業对象有·安文俊1·2(題1回程度)	日割		39単位	39	9 1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)事業対象者・要支援1・2 (選2回程度)			2,349単位	2, 349	9 1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割		77単位	77	7 1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13	7				3,727単位	3, 727	7 1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービス13日制		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	H W		123単位	123	3 1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス 2 1		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	※選1回程度: 4回/月まで(4回/月を超える場合は「1111(1,176単位)を ※選2回程度: 8回/月まで(8回/月を超える場合は「1211(2,349単位)を	使用」) 使用」)	287単位	287	7
				(1) 原子のから1/4つ/音だは自動的主) といてのも動き	※週2回を超える程度:12回/月まで(12回/月を超える場合は「1321(3,7)	727単位)を使用」)		-	_
A 2	2511	訪問型独自サービス22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	9
			ロ 1月当たりの回数を定める場合 (2) 生活援助が中心である場合					1回につき	
A 2	2621	訪問型独自サービス23		(二)			220単位	220	0
			1				1		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163	3
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1					12単位減算	-12	2 1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日割	1単位減算	-1	1 1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(2)事業対象者·要支援1·2(週2回程度)		23単位減算	-23	3 1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		コー12世ョルラン信中の本国教とためも毎日	(2)于宋州录目:安久版1:2 (超2四倍度)	日割	1単位減算	-1	1 1日につき
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	7 1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	向即包括竹砂工用也不大地跌弃		(6) 事業利益官、要人版2 (超2周と起入り程度)	日割	1単位減算	-1	1 1日につき
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	3
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	2 1回につき
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		1万日だりの四級とためる毎日	(4) 王間接効が平心である場合	(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	2
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合	•	3単位減算	-2	2
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11			(a Valendis to the late - mental table - or / has a resident to		12単位減算	-12	2 1月につき
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			(1)事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日樹	1単位減算	-1	11日につき
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12					23単位滅算	-23	3 1月につき
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		イ 1 選当たりの標準的な回数を定める場合	(2)事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	日割	1単位減算	-1	1 1日につき
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定滅算13	1				37単位減算	-37	7 1月につき
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割	業務継続計画未策定減算		(3)事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	日割	1単位減算	-1	1 1日につき
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	1		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	3
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22				(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	2
A 2		訪問型独自業務継続計画未策定減算23	1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	1回につき 2
			†		(a) testing a detail of the contract of the co				_
A 2	D219						2単位減算		
A 2	D219 6001	訪問型独自業務継続計画未策定滅算短時間 訪問型独自サービス同一建物減算 1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上	(3)短時間の身体介護が中心である場合 こサービスを行う場合		2単位減算 所定単位数の 10% 減算	-2	2
A 2 A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	-2	1月につき
A 2	6001 6003	訪問型級自サービス同一建物減算 1 訪問型級自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算	-2	1月につき
A 2 A 2	6001 6003 6002	訪問型独自サービス同一建物減算 1 訪問型独自サービス同一建物減算 2 訪問型独自サービス同一建物減算 3	事業所と同一連物の利用者等にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算	-2	
A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000	訪問型独自サービス同一雄物減算 1 訪問型独自サービス同一雄物減算 2 訪問型独自サービス同一雄物減算 3 訪問型独自サービス同一雄物減算 3 訪問型独自サービス特別地域加算		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算	-2	1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001	訪問型独自サービス同一雄物減算 1 訪問型独自サービス同一雄物減算 2 訪問型独自サービス同一雄物減算 3 訪問型独自サービス特別地域加算 訪問型独自サービス特別地域加算	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 特別地域加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算	-2	1月につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001	お問型独自サービス同一雄物減算 1 お問型独自サービス同一雄物減算 2 お問型独自サービス同一雄物減算 3 お問型独自サービス特別地域加算 お問型独自サービス特別地域加算 日別 お問型独自サービス特別地域加算回数		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算	-2	1月につき 1日につき 1回につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002	お問型独自サービス同一雄物減算 1 お問型独自サービス同一雄物減算 2 お問型独自サービス同一雄物減算 3 お問型独自サービス特別地域加算 お問型独自サービス特別地域加算 日割 お問型独自サービス特別地域加算回数 お問型独自サービス外規模事業所加算	特別地域加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算	-2	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100	お問型独自サービス同一雄物減算 1 お問型独自サービス同一雄物減算 2 お問型独自サービス同一雄物減算 3 お問型独自サービス特別地域加算 お問型独自サービス特別地域加算日割 お問型独自サービス特別地域加算回数 お問型独自サービス小規模事業所加算 お問型独自サービス小規模事業所加算		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等	-2	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101	お問型独自サービス同一雄物減算 1 お問型独自サービス同一雄物減算 2 お問型独自サービス同一雄物減算 3 お問型独自サービス特別地域加算 お問型独自サービス特別地域加算日割 お問型独自サービス特別地域加算回数 お問型独自サービス小規模事業所加算 お問型独自サービス小規模事業所加算日割 お問型独自サービス小規模事業所加算日割	特別地域加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等	-2	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8102	お問整独自サービス同一雄物減算 1 お問整独自サービス同一雄物減算 2 お問整独自サービス同一雄物減算 3 お問整独自サービス特別地域加算 お問整独自サービス特別地域加算日割 お問整独自サービス特別地域加算回数 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス小規模事業所加算日割 お問整独自サービス小規模事業所加算日割 お問整独自サービス小規模事業所加算日割	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等	-2	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1回につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8102 8110	お問整独自サービス同一雄物減算 1 お問整独自サービス同一雄物減算 2 お問整独自サービス同一雄物減算 3 お問整独自サービス特別地域加算 1 が問整独自サービス特別地域加算日割 が問整独自サービス中別地域加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算 が問整独自サービス小規模事業所加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算日割 が問整独自サービス中山間地域等提供加算 が問整独自サービス中山間地域等提供加算	特別地域加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算	-2	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8102 8110 8111	お問整独自サービス同一雄物減算 1 お問整独自サービス同一雄物減算 2 お問整独自サービス同一雄物減算 3 お問整独自サービス特別地域加算 3 お問整独自サービス特別地域加算日割 お問整独自サービス特別地域加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス・小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等提供加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等提供加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等加算日割 3 訪問整独自サービス・中山間地域等加算回数	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算	200	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1回につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8110 8111 8112 4001	訪問室娘自サービス同一雄物減等 1 訪問室娘自サービス同一雄物減等 2 訪問室娘自サービス同一雄物減等 3 訪問室娘自サービス時別地域加算日報 訪問室娘自サービスや別地域加算日報 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス中規制地域等提供加算 訪問整娘自サービス中山間地域等提供加算 訪問整娘自サービス中山間地域等加算日別 訪問整娘自サービス中山間地域等加算日別	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	でサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算		1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1月につき 1月につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8110 8111 8112 4001	お問整独自サービス同一雄物減算 1 お問整独自サービス同一雄物減算 2 お問整独自サービス同一雄物減算 3 お問整独自サービス特別地域加算 3 お問整独自サービス特別地域加算日割 お問整独自サービス特別地域加算日割 が問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス・小規模事業所加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等提供加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等提供加算 3 訪問整独自サービス・中山間地域等加算日割 3 訪問整独自サービス・中山間地域等加算回数	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算	200	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1月につき 1月につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8110 8110 8111 8111	訪問室娘自サービス同一雄物減等 1 訪問室娘自サービス同一雄物減等 2 訪問室娘自サービス同一雄物減等 3 訪問室娘自サービス時別地域加算日報 訪問室娘自サービスや別地域加算日報 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス小規模事業所加算 訪問整娘自サービス中間地域等提供加算 訪問整娘自サービス中間間地域等提供加算 訪問整娘自サービス中間間地域等加算日別 訪問整娘自サービス中間間地域等加算日別	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	でサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算 所定単位数の 15% 減算 所定単位数の 12% 減算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算		1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8110 8111 4001 4003	お問整独自サービス同一雄物減算 1 お問整独自サービス同一雄物減算 2 お問整独自サービス同一雄物減算 3 お問整独自サービス特別地域加算 お問整独自サービス特別地域加算日割 お問整独自サービス特別地域加算日割 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス小規模事業所加算 お問整独自サービス中山間地域等提供加算 お問整独自サービス中山間地域等加算日割 お問整独自サービス中山間地域等加算回数 お問整独自サービス中山間地域等加算回数 お問整独自サービス全活機能向上連携加算 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等	100	1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8101 8102 8110 8111 8112 4001 4003 4002 6102	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 3 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス特別地域加等日割 が問整独自サービス小規模事業所加等 3 訪問整独自サービス小規模事業所加等 3 訪問整独自サービス小規模事業所加等 1 訪問整独自サービス小規模事業所加等 1 訪問整独自サービス中山間地域等提供加等 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 二 生活機能向上連携加算	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定单位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8112 4001 4003 4002 6102 6269	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 3 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス特別地域加等日割 が問整独自サービス小規模事業所加等 3 訪問整独自サービス小規模事業所加等 3 訪問整独自サービス小規模事業所加等 1 訪問整独自サービス小規模事業所加等 1 訪問整独自サービス中山間地域等提供加等 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス中山間地域等加等回数 3 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 訪問整独自サービス生活機能向上連携加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 減等 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定单位数の 5% 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8111 8112 4001 4003 4002 6102 6269 6270	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 1 初問整独自サービス特別地域加等日割 が問整独自サービス外別地域加等日割 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス・中山間地域等提供加等 3 が問整独自サービス・中山間地域等加等 1 が問整独自サービス・中山間地域等加等 1 が問整独自サービス・中山間地域等加等 1 が問整独自サービスを活機能向上連携加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1) 介護職員等処遇改善加算(1)	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8102 8110 8111 8112 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6271	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 3 お問整独自サービス特別地域加等 1 初問整独自サービス特別地域加等 1 割 2 の開整独自サービス外規模事業所加等 3 お問整独自サービス小規模事業所加等 3 お問整独自サービス小規模事業所加等 3 お問整独自サービス小規模事業所加等 3 お問整独自サービス小規模事業所加等 1 お問整独自サービス中山間地域等提供加等 3 お問整独自サービス中山間地域等加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス地路改善加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(1) (2)介護職員等処遇改善加算(1)	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 可定単位数の 5% 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8111 8112 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6271 6380	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス小規模事業所加等 お問整独自サービス小規模事業所加等 お問整独自サービス小規模事業所加等 お問整独自サービス・小規模事業所加等 お問整独自サービス・小規模事業所加等 お問整独自サービス・中山間地域等維供加等 お問整独自サービス・中山間地域等加等日割 お問整独自サービス・中山間地域等加等日割 お問整独自サービス・社話機能向上連携加等 お問整独自サービス・生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス・生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス・生活機能向上連携加等 1 お問整独自サービス・地遇改善加等 1 お問整独自サービス・地遇改善加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(III)	(1)生活機能向上連携加算(1)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 の可定 50 位 50 加算 所定単位数の 50 位 50	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8111 8112 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6271 6380 6381	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 3 お問整独自サービス特別地域加等 1 初問整独自サービス特別地域加等日割 が問整独自サービス小規模事業所加等 3 が問整独自サービス小規模事業所加等 3 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス小規模事業所加等 1 が問整独自サービス・ル規模事業所加等 1 が問整独自サービス・ル規模事業所加等 1 が問整独自サービス・ル間地域等加等 1 が問整独自サービス・ル間地域等加等 1 が問整独自サービスを活機能向上連携加等 1 が問整独自サービスを活機能の影響 1 が問整独自サービス処理な普加等 1 が問整独自サービス処理な普加等 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(II)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定单位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定単位数の 5% 加等 可定単位数の 10% 加等 可定単位数の 10% 加等 可定単位数の 10% 加等 可定単位数の 10% 加等 可定単位数の 15% 加等 可定単位数の 100単位加等 100世位加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8002 8100 8101 8111 8112 4001 4003 6102 6269 6270 6271 6380 6381	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加算 3 お問整独自サービス特別地域加算 1 初問整独自サービス特別地域加算 1 初問整独自サービス外規模事業所加算 3 初問整独自サービス小規模事業所加算 3 初問整独自サービス小規模事業所加算 3 初問整独自サービス小規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 3 初問整独自サービス・ル間地域等加算 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上運携加算(I) (2)生活機能向上運携加算(II) (2)生活機能向上運携加算(II)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減審 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 100単位加算 100世位加算 100世位加	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8101 8102 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6270 6271 6380 6381 6382 6383	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加算 3 お問整独自サービス特別地域加算 1 初問整独自サービス特別地域加算 1 初問整独自サービス小規模事業所加算 1 初問整独自サービス小規模事業所加算 1 初問整独自サービス小規模事業所加算 1 初問整独自サービス小規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 1 初問整独自サービス・ル規模事業所加算 1 初問整独自サービス中山間地域等加算 1 初問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 初問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 初問整独自サービス処遇改善加算 1 动問整独自サービス処遇改善加算 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上運携加算(I) (2)生活機能向上運携加算(I) (2)生活機能向上運携加算(II) (一)介護職員等処理改善加算(V)(1) (一)介護職員等処理改善加算(V)(2)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 11% 1100 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8102 8100 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6271 6380 6381 6382 6383	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス外規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等日割 の問整独自サービス小規模事業所加等日割 の問整独自サービス小規模事業所加等日割 の問整独自サービス・加機を等提供加等 の問整独自サービス・加機を等加等日割 の問整独自サービス・加固地域等加算日割 の問整独自サービス・加固地域等加算日割 の問整独自サービス生活機能向上連携加算 I の問整独自サービス生活機能向上連携加算 I の問整独自サービス処遇改善加算 I の問題独自サービス処遇改善加算 V の問題類自サービス処遇改善加算 V 1 訪問整練自サービス処遇改善加算 V 2 訪問整練自サービス処遇改善加算 V 3 訪問整練自サービス処遇改善加算 V 3 訪問整練自サービス処遇改善加算 V 3	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(II) (一)介護職員等処理改善加算(V)(1) (二)介護職員等処理改善加算(V)(2) (三)介護職員等処理改善加算(V)(3)		所定単位数の 10% 減審 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 145/1000 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8102 8100 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6381 6382 6383 6384 6385	お問整独自サービス同一雄物減等 1 お問整独自サービス同一雄物減等 2 お問整独自サービス同一雄物減等 3 お問整独自サービス特別地域加等 お問整独自サービス特別地域加等日割 お問整独自サービス外規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス小規模事業所加等 の問整独自サービス・規模事業所加等 の問整独自サービス・規模事業所加等 の問整独自サービス・規模事業所加等 の問整独自サービス・規模事業所加等 の問整独自サービス・規模事業所加等 の問整独自サービス・担間地域等加等 の問整独自サービス生活機能向上連携加等 いの整独自サービス生活機能向上連携加算 いの整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いの問整独自サービス処理改善加算 いる問題を の問整独自サービス処理改善加算 いる問題を の問整独自サービス処理改善加算 いる問題を の問題を いる問題を の問題を いる問題を の問題を の問題を いる問題を の問題を の問題を の問題を いるの思想を の問題を いるの思想を の問題を の問題を の問題を の問題を の問題を の問題を の問題を の問題	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(I) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(II) (一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (图)介護職員等処遇改善加算(V)(4)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 100 加算 所定単位数の 10% 10% 100 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8102 8100 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386	お問室独自サービス同一雄物減等 1 お問室独自サービス同一雄物減等 2 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等日割 お問型独自サービス外規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス中山間地域等海洋加等日割 お問型独自サービス中山間地域等加等日割 お問型独自サービス中山間地域等加算日割 お問型独自サービス中山間地域等加算日割 お問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 お問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 お問型独自サービス処遇改善加算 V 2 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(I) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(I) (2) 生活機能向上連携加算(II) (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定单位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 0 0 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6271 6380 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6387	お問室独自サービス同一雄物減等 1 お問室独自サービス同一雄物減等 2 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等 お問型独自サービス特別地域加等日割 お問型独自サービス外規模事業所加等 お問型独自サービス小規模事業所加等 の問型独自サービス小規模事業所加等 の問型独自サービス小規模事業所加等日割 が問型独自サービス・規模事業所加等日割 が問型独自サービス・規模事業所加等回数 が問型独自サービス・規模事業所加等回数 が問型独自サービス・規模事業所加等回数 が問型独自サービス・規模事業所加等回数 が問型独自サービス・規模事業所加等回数 が問型独自サービスを活機能向上連携加等 I が問型独自サービスを活機能向上連携加等 I が問型独自サービス処遇改善加等 V が問型独自サービス処遇改善加等 V 2	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1) 生活機能向上連携加算(1) (2) 生活機能向上連携加算(1) (2) 生活機能向上連携加算(II) (一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (图)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (次)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(6)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 5% 加算 方定単位数の 10% 100 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 0 0 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6270 6271 6380 6381 6383 6384 6385 6386 6387 6388	お問室独自サービス同一雄物減等 1 お問室独自サービス同一雄物減等 2 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等 お問型独自サービス特別地域加等日割 お問型独自サービス外規模事業所加等 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス中山間地域等海供加算 お問型独自サービス中山間地域等加算回数 お問型独自サービス中山間地域等加算回数 お問型独自サービス中山間地域等加算回数 お問型独自サービス生活機能向上連携加算 I お問型独自サービス生活機能向上連携加算 I お問型独自サービス処遇改善加算 V お問型独自サービス処遇改善加算 V 2 お問型独自サービス処遇改善加算 V 2 お問型独自サービス処遇改善加算 V 3 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2 お問型独自サービス処遇改善加算 V 2 お問型独自サービス処遇改善加算 V 2 お問型独自サービス処遇改善加算 V 3 お問型独自サービス処遇改善加算 V 3 お問型独自サービス処遇改善加算 V 5 お問型独自サービス処遇改善加算 V 5 お問型独自サービス処遇改善加算 V 5 お問型独自サービス処遇改善加算 V 6 お問型独自サービス処遇改善加算 V 7 お問型独自サービス処遇改善加算 V 7	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(I) (一)介護職員等処理改善加算(V)(1) (二)介護職員等処理改善加算(V)(2) (三)介護職員等処理改善加算(V)(3) (图)介護職員等処理改善加算(V)(4) (五)介護職員等処理改善加算(V)(5) (火)介護職員等処理改善加算(V)(6) (土)介護職員等処理改善加算(V)(7)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 10% 加算 所定単位数の 10% 10% 加算 所定単位数の 10% 10% 加算 所定単位数の 11% 1000 加算 所定単位数の 11% 11% 11% 11% 11% 11% 11% 11% 11% 11	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 0 0 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6209 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6389	お問室独自サービス同一雄物減等 1 お問室独自サービス同一雄物減等 2 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等 3 お問型独自サービス特別地域加等 1 お問型独自サービス特別地域加等 1 お問型独自サービス小規模事業所加等 1 初問型独自サービス小規模事業所加等 1 初問型独自サービス小規模事業所加等 1 初問型独自サービス小規模事業所加等 1 初問型独自サービス中山間地域等加算 1 が問型独自サービス中山間地域等加算 1 が問型独自サービス中山間地域等加算 1 が問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問型独自サービス処遇改善加算 V 2 が問型独自サービス処遇改善加算 V 2 が問型独自サービス処遇改善加算 V 3 が問型独自サービス処遇改善加算 V 3 が問型独自サービス処遇改善加算 V 3 が問型独自サービス処遇改善加算 V 3 が問型独自サービス処遇改善加算 V 5 が問型独自サービス処遇改善加算 V 7 が問型独自サービス処遇改善加算 V 7 が問型独自サービス処遇改善加算 V 8	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(I) (一)介護職員等処理改善加算(V)(1) (二)介護職員等処理改善加算(V)(2) (三)介護職員等処理改善加算(V)(3) (图)介護職員等処理改善加算(V)(4) (五)介護職員等処理改善加算(V)(5) (欠)介護職員等処理改善加算(V)(6) (土)介護職員等処理改善加算(V)(6) (土)介護職員等処理改善加算(V)(6) (大)介護職員等処理改善加算(V)(9)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 方定単位数の 10% 10% 加等 方定単位数の 11% 1000 加等 方定単位数の 11% 11000 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6209 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6387 6388 6389 6390	お問室独自サービス同一雄物減等 1 お問室独自サービス同一雄物減等 2 お問室独自サービス同一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等 3 お問室独自サービス特別地域加等 1 お問整独自サービス特別地域加等 1 お問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス処遇改善加算 2 が問題 3 が問	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(2) (三)介護職員等処理改善加算(V)(3) (图)介護職員等処理改善加算(V)(4) (五)介護職員等処理改善加算(V)(5) (火)介護職員等処理改善加算(V)(6) (土)介護職員等処理改善加算(V)(7) (人)介護職員等処理改善加算(V)(7) (人)介護職員等処理改善加算(V)(6) (土)介護職員等処理改善加算(V)(7) (人)介護職員等処理改善加算(V)(9) (十)介護職員等処理改善加算(V)(9)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 5% 加等 方定単位数の 10% 加等 方定単位数の 11% 1000 加等 方定単位数の 11% 11000 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 0 0 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4003 4002 6102 6269 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6387 6388 6389 6390 6301	お問室独自サービス局一雄物減等 1 お問室独自サービス局一雄物減等 2 お問室独自サービス局一雄物減等 3 お問室独自サービス科別地域加等 3 お問室独自サービス科別地域加等 1 お問整独自サービス科別地域加等 1 お問整独自サービス人規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス中山間地域等海供加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス処活改善加算 2 が問整独自サービス処活の 2 が問題 3 が問題 4	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (图)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (火)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (土)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 11% 1000 加等 所定単位数の 11% 11000 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6269 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6387 6388 6389 6390 6392	お問室独自サービス局一雄物減等 1 お問室独自サービス局一雄物減等 2 お問室独自サービス局一雄物減等 3 お問室独自サービス特別地域加等日割 お問型独自サービス特別地域加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 お問型独自サービス小規模事業所加等日割 の問整独自サービス小規模事業所加等日割 の問整独自サービス中山間地域等海供加算 の問整独自サービス中山間地域等海洋加算 の問整独自サービス中山間地域等加算 の問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 お問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 お問型独自サービス生活機能向上連携加算 1 お問型独自サービス処活改善加算 V 2 お問型独自サービス処活改善加算 V 2 お問型独自サービス処活改善加算 V 2 お問型独自サービス処活改善加算 V 3 訪問型独自サービス処活改善加算 V 5 訪問型独自サービス処活改善加算 V 5 訪問型独自サービス処活改善加算 V 7 訪問型独自サービス処活改善加算 V 8 訪問型独自サービス処活改善加算 V 1 0 訪問型独自サービス処活改善加算 V 1 1	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(1) (二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (火)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 10% 加算 所定単位数の 5% 加算 所定単位数の 10% 1000 加算	100	1月につき 1日につき 1日につき 1月につき 1日につき 1回につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき 1月につき
A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2	6001 6003 6002 8000 8001 8100 8101 8110 8111 4001 4003 4002 6102 6269 6270 6381 6382 6383 6384 6385 6386 6387 6388 6390 6391 6392 6393	お問室独自サービス局一雄物減等 1 お問室独自サービス局一雄物減等 2 お問室独自サービス局一雄物減等 3 お問室独自サービス科別地域加等 3 お問室独自サービス科別地域加等 1 お問整独自サービス科別地域加等 1 お問整独自サービス人規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス小規模事業所加等 1 初問整独自サービス中山間地域等海供加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス中山間地域等加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス生活機能向上連携加算 1 が問整独自サービス処活改善加算 2 が問整独自サービス処活の 2 が問題 3 が問題 4	特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ハ 初回加算 ニ 生活機能向上連携加算 ホ ロ腔連携強化加算	事業所と同一雄物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の雄物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (1)介護職員等処遇改善加算(I) (2)介護職員等処遇改善加算(II) (3)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II) (4)介護職員等処遇改善加算(II)	(1)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(1) (2)生活機能向上連携加算(V)(2) (三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (图)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (火)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (土)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (八)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (十)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の 10% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 減率 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 15% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 5% 加等 所定単位数の 10% 加等 所定単位数の 11% 1000 加等 所定単位数の 11% 11000 加等	100	1月につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき

· · · 変更 · · · 新設 · · · 廃止